

## 北里大学学術奨励研究審査委員会規程

昭和62年10月9日制定  
平成7年3月10日改正  
平成8年12月20日改正  
平成10年4月1日改正  
平成13年7月1日改正  
平成14年4月1日改正  
平成15年4月1日改正  
平成18年10月1日改正  
平成20年4月1日改正  
平成21年4月1日改正  
平成23年4月15日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年11月21日改正  
平成27年6月19日改正  
2020年2月21日改正  
2023年2月17日改正  
2024年2月16日改正

### (設置)

第1条 北里大学学術奨励研究資金規程第4条の定めに基づき、北里大学学部長会に、北里大学学術奨励研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

### (業務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について協議し、学長に答申する。

- (1) 研究計画の募集に関する事。
- (2) 審査の判定基準に関する事。
- (3) 助成対象研究の審査に関する事。
- (4) 研究成果の評価等に関する事。
- (5) その他学長から付託された事項

### (構成)

第3条 審査委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 各学部及び一般教育部の教授の中から選出された者 各1人
- (2) 大村智記念研究所（感染制御科学府を含む。）の教授の中から選出された者  
1人
- (3) 削除

- (4) 北里大学看護専門学校専任教員の中から選出された者 1人
  - (5) 本学教職員及び学識経験者の中から学長が指名した者 若干人
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
  - 3 委員長は、審査委員会を統括し、審査委員会を代表する。
  - 4 審査委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、審査委員会の了承を得る。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員が申請者の推薦者又は研究指導者若しくは共同研究者であるときは、その助成対象研究の審査をすることができない。

(事務局)

第6条 審査委員会に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、審査委員会及び学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和62年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月19日から施行する。

附 則（北学総第2019-11830号）

（施行期日）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-13833号）

（施行期日）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2023-14893号）

（施行期日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。